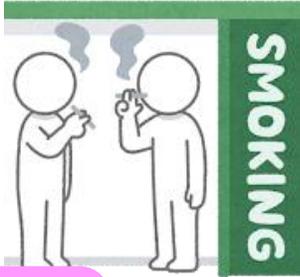


「喫煙目的施設」の要件

公衆喫煙所



Point

- 喫煙をすることが本来の目的である屋内の施設が対象です。
- **自動販売機**設置が可能です。

バー・スナック等



Point

- **たばこの対面販売**（出張販売を含む）をしているバー、スナック等が対象です。自動販売機での販売は該当しません。
- **主食を提供**しているバー・スナック等は該当しません。主食とは、米飯類、パン類、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が該当します。
※出前や電子レンジでの調理の場合は、「主食を提供する」に当たりません。

たばこ販売店



Point

- **たばこやたばこを吸うための器具の販売をし、施設の屋内の場所において、喫煙をする場所を提供することを主たる目的**にしているお店が対象です。
- たばこやたばこを吸うための器具がお店の商品の約5割を超えていることが条件ですので、**コンビニは該当しません。**



「喫煙目的室」設置施設、「**喫煙目的店**」となります。



「公衆喫煙所」、「バー、スナック等」、「たばこ販売店」は、
「喫煙目的室」設置施設、**「喫煙目的店」**となることが可能です。

Point

- バー、スナック等のみ、喫煙目的室内での**飲食の提供（主食を除く）**が可能です。
- 公衆喫煙所では、飲料自動販売機の設置が可能です。
- 屋内の**一部の場所**又は**全部の場所**に設置が可能です。
- 吸うことができるたばこ：紙巻きたばこ、葉巻、パイプ、水たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

＜施設の一部の場所に設置する場合＞

※塗りつぶし部分は禁煙エリア



＜施設全部の場所に設置する場合＞



「喫煙目的室」を設置した施設管理者の責務

1、喫煙室の構造及び設備にかかる技術的基準への適合維持

喫煙室の構造及び設備を「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」に適合するよう維持しなければなりません。
【違反時の罰則：50万円以下】

<施設の一部の場所に設置する場合>

<施設の**全部**の場所に設置する場合>

<喫煙室からの煙の流出防止措置（＝技術的基準）>

- ① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

- 施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。（＝フロア分煙可）
- 2020年4月1日に既に存在している建築物等で、施設管理者の責めに帰することができない事由（※1）によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、当該喫煙場所において、**たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置**（※2）を講ずることにより、一般的基準（上記の①～③）に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする、一定の経過措置が設けられています。
- ただし、経過措置を利用する場合においても、出入口における風速0.2m毎秒以上の確保及び壁、天井等による区画が、「一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止する」ために必要です。

（※1）新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合など。

（※2）次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるものであること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。①総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。②当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること。

2、20歳未満の立ち入りについて

喫煙できる場所には、たとえ、喫煙を目的としない場合であっても、20歳未満の人は立ち入れません。



3、標識の掲示

公衆喫煙所

公衆喫煙所は、その**出入口**の見やすい場所に、その旨を表示しなければなりません。施設内を禁煙にした場合は、直ちに標識を除去して下さい。【違反時の罰則：50万円以下の過料】

当該施設等の主たる出入口に表示

- ・ 喫煙を目的とする場所である旨
- ・ 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨
- ・ 技術的基準の経過措置を講じている（脱煙装置を設置）場合には、その旨も記載



※ 標識は下記よりダウンロードできます。 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/tabakonoru-ru2.html>

※ 標識の媒体等は問いません。必要な事項が記載されておれば結構です。

バー、スナック等

喫煙目的室を設置したバー、スナック等は、**喫煙できる場所の出入口とその施設の主な出入口**のみやすい場所に、その旨を表示しなければなりません。施設内を禁煙にした場合は、直ちに標識を除去して下さい。【違反時の罰則：50万円以下の過料】

＜施設の一部の場所に設置する場合＞

＜施設の**全部**の場所に設置する場合＞

喫煙目的室の出入口に表示

当該施設等の主たる出入口に表示

当該施設等の主たる出入口に表示

記載が
必要な
事項

- ・ 喫煙を目的とする場所である旨
- ・ 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨

- ・ 喫煙目的室が設置されている旨
- ・ 技術的基準の経過措置を講じている（脱煙装置を設置）場合には、その旨も記載

- ・ 喫煙を目的とする場所である旨
- ・ 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨
- ・ 技術的基準の経過措置を講じている（脱煙装置を設置）場合には、その旨も記載

喫煙可能室
(標識例)



※ 標識は下記よりダウンロードできます。 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/tabakonoru-ru2.html>

※ 標識の媒体等は問いません。必要な事項が記載されておれば結構です。

たばこ販売店

喫煙目的室を設置したたばこ販売店は、**喫煙できる場所の出入口**と**その施設の主な出入口**のみやすい場所に、その旨を表示しなければなりません。施設内を禁煙にした場合は、直ちに標識を除去して下さい。【違反時の罰則：50万円以下の過料】

<施設の一部の場所に設置する場合>

<施設の全部の場所に設置する場合>

喫煙目的室の出入口に表示

当該施設等の主たる出入口に表示

当該施設等の主たる出入口に表示

記載が
必要な
事項

- ・ 喫煙を目的とする場所である旨
- ・ 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨

- ・ 喫煙目的室が設置されている旨
- ・ 技術的基準の経過措置を講じている（脱煙装置を設置）場合には、その旨も記載

- ・ 喫煙を目的とする場所である旨
- ・ 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨
- ・ 技術的基準の経過措置を講じている（脱煙装置を設置）場合には、その旨も記載

喫煙可能室
(標識例)



<脱煙装置を設置の場合>



※ 標識は下記よりダウンロードできます。 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/tabakonoru-ru2.html>

※ 標識の媒体等は問いません。必要な事項が記載されておれば結構です。

4、従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講じなければなりません。
20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立入りは禁止です。

※他の関係省令により、従業員の募集を行う者に対し、当該施設の受動喫煙防止の状況について、募集や求人申込みの際に明示する必要があります。

5、帳簿の保存

バー、スナック等及びたばこ販売店は、喫煙目的室設置施設の要件に関する事項を帳簿に記載し保存しなければなりません。
・喫煙目的室設置施設の要件に関する事項は、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報です。
なお、許可通知書本体又は写しを保存しておくことが望ましいですが、許可年月日及び許可に係る営業所・出張販売所の所在地を記載しておくことで構いません。

6、広告・宣伝

広告や宣伝を行う時は、「喫煙目的室」を設置している旨を明らかにして下さい。
この広告・宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合に、明瞭かつ正確に表示して下さい。

Q & A

Question	Answer
喫煙をすることを主たる目的としつつ、ダーツやゴルフといった他の行為を行う場合、当該バーは喫煙目的施設に該当するのか。	喫煙をすることを主たる目的とするバー、スナック等としての要件を満たしているものであれば、喫煙目的施設に該当します。
喫煙目的室に該当するバー・スナックの設置要件に「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く」との要件があるが、具体的にはどのような意味か。	ランチ営業を行う場合において、「通常主食と認められる食事」を提供することは認められるというものです。なお、この場合であっても、喫煙目的施設としての規制は適用され、20歳未満の者を立ち入らせることはできません。